

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	岸	宏一 (自民)	中原	爽 (自民)	柳澤	光美 (民主)
理事	国井	正幸 (自民)	中村	博彦 (自民)	柳田	稔 (民主)
理事	武見	敬三 (自民)	西島	英利 (自民)	蓮	舩 (民主)
理事	辻	泰弘 (民主)	藤井	基之 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	山本	孝史 (民主)	水落	敏栄 (自民)	草川	昭三 (公明)
	坂本	由紀子 (自民)	足立	信也 (民主)	小池	晃 (共産)
	清水	嘉与子 (自民)	朝日	俊弘 (民主)	福島	みずほ (社民)
	田浦	直 (自民)	家西	悟 (民主)		
	中島	真人 (自民)	小林	正夫 (民主)		
						(16.10.28 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件及び衆議院提出2件（うち厚生労働委員長提出1件）の合計5件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願35種類292件のうち、4種類105件を採択した。

〔法律案の審査〕

次世代育成支援 児童福祉法の一部を改正する法律案は、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談所及び市町村の役割並びに児童福祉施設の在り方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、市町村の体制整備に関する規定等を加えるとともに、施行期日について修正が行われた。委員会においては、国立成育医療センター及び東京都児童相談センターの実情を調査するとともに、地域における虐待防止ネットワークの構築の必要性、児童相談所の体制整備の重要性、市町村業務の拡大に伴う国の支援の在り方、小児慢性特定疾患対策の法制化の意義と難病対策との関係等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、育児休業の対象者や期間の見直し、子の看護休暇制度の創設等労働者が育児や介護を行いつつ働き続けることができる環境の整備を図ろうとするものである。なお、衆議院において、有期契約労働者に係る育児休業制度等についての検討条項を加える修正が行われた。委員会においては、育児・介護休業制度の活用に向けた環境整備の必要性、新たに対象となる有期契約労働者の範囲、看護休暇日数の妥当性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

その他 労働組合法の一部を改正する法律案は、不当労働行為事件の迅速な解決を

図り、安定した労使関係を長期的に維持、確保するため、労働委員会における審査の
手続及び体制の整備等を行おうとするものである。委員会においては、不当労働行為
の実態、審査体制の整備の必要性、和解制度の積極的な活用等について質疑が行われ、
全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案は、独立行政法人福祉医療機
構が運用する基金の一部取崩しにより、障害者スポーツの振興のため特に必要と認め
られる活動への助成に充てることができるようにしようとするものである。委員会に
おいては、提出者衆議院厚生労働委員長鴨下一郎君から趣旨説明を聴取した後、全会
一致をもって可決された。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案は、国民年金制度の発展
過程において、任意加入とされていた学生や専業主婦の中に、障害基礎年金等の受給
権を有しない障害者が存在している事情にかんがみ、こうした特定の障害者に対し、
特別障害給付金を支給しようとするものである。なお、衆議院において、附則の検討
条項に「日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害
者」を明記する等の修正が行われた。委員会においては、立法化に至った経緯、本法
の対象とならない在日外国人への対応、無年金障害者に関する実態調査の必要性等
について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

11月4日、混合診療の全面解禁の妥当性、新潟県中越地震に対する厚労省の支援状
況、介護保険制度改革で検討されている新予防給付の考え方、全国の労働局を対象と
する不正経理調査の必要性、不妊治療に対する公費助成の在り方、公的年金制度一元
化に向けた取組の在り方、社会保険庁改革の今後の方向性、障害者に対する所得保障
の在り方、日本歯科医師連盟による政治献金問題に対する厚労省の対応等について質
疑を行った。

11月11日、公的年金制度の一元化に係る論議を進めることの意義、新潟県中越地震
に対する支援の在り方、戦没者遺骨収集のこれまでの取組状況と今後の方針、支援費
制度の今後の在り方、エイズ等の感染症に関する国際協力を推進させる必要性、若年
者雇用対策の在り方、ピロリ菌の除菌治療を保険適用させる必要性、混合診療の全面
解禁の妥当性、無年金障害者に対する所得保障の早期実施の必要性、BSEの検査基
準に関する食品安全委員会の考え方等について質疑を行った。

11月16日、社会保険庁問題等に関する件を議題とし、社会保険事務費の財源の在り
方、地方社会保険事務局職員の人員配置に係る地域格差を是正する必要性、社会保険
庁改革を推進するために職員団体との関係を見直す必要性、社会保険事業に係る福祉
施設の運営を委託する公益法人の今後の在り方、社会保険病院に対する施設整備費の
現状と今後の在り方、国民年金保険料の収納事務を市町村から国に移管したことによ

る弊害、年金受給者の現況届に関する事務手続を効率化する必要性、社会保険オンラインシステムの随意契約を見直す必要性、年金広報を各社会保険事務局が独自に行うことの妥当性、労働局に対する会計検査を強化する必要性、社会保障制度が目指す今後の方向性、三位一体改革に係る地方六団体の提案の内容と厚労省の対応、厚労省職員の監修料受領問題についての厚労省の対処方針等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月28日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 臓器移植に関する件について尾辻厚生労働大臣から報告を聴いた。

○平成16年11月4日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 混合診療問題等医療分野の規制改革に関する件、新潟中越地震等の被災者支援に関する件、介護保険制度の見直しに関する件、広島労働局等における不祥事問題に関する件、不妊治療に対する公費助成に関する件、年金制度改革に関する件、社会保険庁改革に関する件、障害者対策に関する件、日本歯科医師連盟問題に関する件等について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、西島英利君（自民）、中村博彦君（自民）、辻泰弘君（民主）、足立信也君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 労働組合法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第88号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月9日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働組合法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第88号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林正夫君（民主）、柳澤光美君（民主）、加藤敏幸君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第159回国会閣法第88号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長鴨下一郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第1号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成16年11月11日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金制度改革に関する件、新潟県中越地震被災者への支援に関する件、戦没者の遺骨収集等戦後処理に関する件、障害者対策に関する件、エイズ等感染症対策に関する件、若年者の雇用対策に関する件、ピロリ菌除去治療に対する保険適用に関する件、混合診療問題等規制改革に関する件、無年金障害者問題に関する件、米国産牛肉の安全性に関する件等について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島真人君（自民）、水落敏栄君（自民）、坂本由紀子君（自民）、朝日俊弘君（民主）、家西悟君（民主）、柳田稔君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成16年11月16日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保険庁問題等に関する件について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣、松本総務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、中村博彦君（自民）、西島英利君（自民）、山本孝史君（民主）、辻泰弘君（民主）、草川昭三君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 児童福祉法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第34号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員水島広子君から説明を聴いた。

○平成16年11月25日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童福祉法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第34号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、衛藤厚生労働副大臣、松本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、朝日俊弘君（民主）、蓮舫君（民主）、家西悟君（民主）、足立信也君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第159回国会閣法第34号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第35号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大村秀章君から説明を聴いた。

○平成16年11月30日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第35号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員水島広子君、尾辻厚生労働大臣、衛藤厚生労働副大臣、今井総務副大臣、下村文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人財団法人二十一世紀職業財団理事長太田芳枝君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、中村博彦君（自民）、小林正夫君（民主）、蓮舫君（民主）、山本孝史君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第159回国会閣法第35号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月1日（水）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（第159回国会衆第58号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員鈴木俊一君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員五島正規君から説明を聴き、発議者衆議院議員鈴木俊一君、同福島豊君、同長勢甚遠君、同榊屋敬悟君、修正案提出者衆議院議員大村秀章君、尾辻厚生労働大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第159回国会衆第58号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年12月2日（木）（第9回）

- 請願第173号外104件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第5号外186件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

児童福祉法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談に関する体制の充実等を図るとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、児童相談に関する体制の充実

- 1 児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難な事例への対応や市町村に対する後方支援に重点化する。
- 2 地方公共団体は、要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための要保護児童対策地域協議会を設置できる。
同協議会参加者の守秘義務、支援内容を一元的に把握する機関の選定等、その運営に関し必要な規定を整備する。
- 3 政令で定める市は児童相談所を設置できる。
- 4 児童福祉司の任用資格要件の見直しを行う。
- 5 新任児童相談所長に対する研修を義務化する。

二、児童福祉施設、里親等の在り方の見直し

- 1 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件を見直す。
- 2 受託中の児童に対する里親の監護、教育及び懲戒に関する権限を明確化する。
- 3 児童福祉施設及び児童自立生活援助事業の業務として、退所した児童に対する相談その他の援助を位置付ける。

三、要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直し

- 1 家庭裁判所の承認を得て都道府県が行う児童福祉施設への入所措置の期間は2年を超えてはならない。
- 2 児童の保護者に対して児童相談所が行う指導措置について、家庭裁判所が関与する仕組みを導入する。
- 3 児童相談所長の親権喪失請求権を18歳以上の未成年者まで拡大する。

四、慢性疾患児童の健全な育成を図るための措置

- 1 都道府県は、慢性疾患にかかっている児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法等に関する研究に資する医療の給付を行うことができる。
- 2 国は、1の給付に要する費用を補助することができる。また、都道府県知事は、患者等に対してその負担能力に応じた費用の支払いを命ずることができる。

五、その他

- 1 保育料収納事務の私人への委託を認める。
- 2 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定

書を締結するため、国外犯処罰規定を整備する。

六、施行期日等

この法律は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

- 1 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直しに関する規定 公布の日
- 2 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結に必要な規定の整備 議定書が日本国について効力を生ずる日
- 3 児童相談に関する体制の充実に係る規定（ただし、政令市の児童相談所の設置に関する規定を除く）、要保護児童に係る措置に関する司法関与の見直しに関する規定、慢性疾患児童の健全な育成を図るための措置に関する規定及び保育料の収納事務の私人委託に関する規定 平成17年4月1日
- 4 政令市の児童相談所の設置に関する規定 平成18年4月1日

なお、衆議院において、市町村の体制整備に関する規定等を加えるとともに、施行期日について修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、児童福祉司等専門職員の資質の向上を図るとともに、その配置基準を見直す等、児童相談所の体制の拡充に努めること。また、全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指すとともに、新たに窓口となる市町村においても専門性を確保できるよう必要な技術的支援を行うこと。
- 二、子どもたちが良好な家庭的環境の下で生活できるよう、職員の拡充、施設の小規模ホーム化等児童養護施設の改善に取り組むこと。また、施設を退所した児童に対する生活拠点確保し、就労支援が適切に行われるよう自立援助ホームの設置の促進及び機能の充実強化を図ること。
- 三、里親制度の普及を図るため、一層の啓発に努めるとともに、里親への支援体制を強化すること。
- 四、児童福祉に関する家庭裁判所の機能の強化に向けての取組を進めること。
- 五、保護者に指導措置を受けさせるための勧告が実際にどのように機能したのかを検証すること。また、指導措置の内容について専門的・学術的観点からの研究を更に進めること。
- 六、国及び地方自治体における関係機関の連携強化を図るとともに、民間団体、NPOとの一層の連携を図ること。
- 七、保護者への指導・支援の在り方、虐待事件の検証結果などが有効に活用されるよう地方自治体への周知徹底に努めること。
- 八、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて虐待を早期に把握するよう努めるとともに、過重な育児負担のある養育者が確実に支援を受けられるよう体制整備を行うこと。

九、小児慢性特定疾患治療研究の一層の推進を図るとともに、児童虐待の予防、虐待された児童に対するケア、養育者へのカウンセリング等に資する医学的・社会学的研究についてもその充実を図るため、予算面・人員面で十分な配慮を行うこと。

十、小児慢性特定疾患対策については、法制化に伴い制度の周知徹底及び事務手続の簡素化を図るとともに、自己負担の導入が保護者に過重な負担とならないよう十分配慮すること。また、必要に応じて継続した治療が受けられるよう成人の難病対策との連携を可能な限り図るとともに、福祉サービスの充実についても取り組むこと。

十一、小児慢性特定疾患治療研究事業の在り方について引き続き検討を続けるとともに、患者団体、医療機関関係者及び専門家、自治体等の関係者の意見を十分踏まえ、必要に応じ制度の見直しを行うこと。

右決議する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第35号）

【要旨】

本法律案は、急速な少子化の進行等を踏まえ、育児休業の対象者や期間の見直し、子の看護休暇制度の創設等労働者が育児や介護を行いつつ働き続けることができる環境の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

1 育児休業期間の延長

子が満1歳となった日以後の期間においても、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、事業主への申出により、子が1歳から1歳6か月に達するまで育児休業ができるものとする。

2 介護休業の取得回数制限の緩和

事業主への申出により、対象家族1人につき、要介護状態ごとに介護休業ができるものとし、その日数は通算して93日までとする。

3 育児休業、介護休業の対象労働者の拡大

期間を定めて雇用される労働者のうち、当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある等の一定の要件を満たすものについて、事業主への申出により育児休業及び介護休業ができる労働者の範囲に加えるものとする。

4 子の看護休暇の新設

イ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うために、事業主への申出により、当該年度において5日間を限度として看護休暇を取得することができるものとする。

ロ 事業主は、労使協定で子の看護休暇が取得できないとされる労働者の場合を除き、労働者からの申出を拒否することができないものとする。

また、事業主は、子の看護休暇の申出や取得を理由として、労働者に対して解雇等の不利益な取扱いをしてはならないものとする。

二、雇用保険法の一部改正

- 1 育児休業期間を1歳6か月まで延長することに合わせて、育児休業給付の給付期間の延長等を行うものとする。
- 2 介護休業の取得回数の制限の緩和に合わせて、介護休業給付の支給回数の制限の緩和等を行うものとする。

三、船員保険法の一部改正

育児休業給付及び介護休業給付について、雇用保険法と同様の改正を行うものとする。

四、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、有期契約労働者に係る育児休業制度等についての検討条項を加える修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、育児休業・介護休業制度の有期契約労働者への適用については、休業の申出及び取得を理由とした雇止め等不利益な取扱いが行われないう、本法改正の趣旨の周知徹底を図るとともに、法施行後の有期契約労働者の休業取得状況等を勘案し、その在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
 - 二、看護休暇が子の看護のための休暇である趣旨から、取得に当たっては、子どもの負傷及び疾病が緊急かつ不測であることにかんがみ、取得手続きに十分な配慮を行うとともに、子の人数に配慮した制度とすることについて検討を行うこと。
 - 三、男性の育児休業取得をより一層推進するため、数値目標達成に向けて事業主に対する指導、援助を進めるとともに、男性が子育てに参加することができる有効な方策の検討を進めること。
 - 四、仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進め、所定外労働時間の抑制及び年次有給休暇の取得を一層促進するなど、子育て責任のある世代の長時間労働の抑制に取り組むこと。また、待機児童問題の解消、多様なニーズに応じた保育サービスの充実など保育制度の整備を一層推進すること。
 - 五、育児休業期間中の所得保障の在り方を含め、総合的な次世代育成支援策について検討を行うこと。
 - 六、有期契約労働者の均等処遇について所要の検討を進めること。
 - 七、育児や家族介護のために離職を余儀なくされた労働者の再就職支援をはじめ、働きながら育児や家族介護を行う労働者に対する地域における育児・介護サービスの充実に取り組むこと。
 - 八、新たな子の出生に伴って育児休業を取得する場合には、現に保育所に通う子の継続入所を可能とするような環境を整備するなど、更なる育児支援策を検討すること。
- 右決議する。

労働組合法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第88号）

【要旨】

本法律案は、不当労働行為事件の迅速な解決を図り、安定した労使関係を長期的に維持、確保するため、労働委員会における審査の手續及び体制の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 労働委員会における審査体制の整備

1 都道府県労働委員会

イ 「地方労働委員会」の名称を「都道府県労働委員会」に変更する。

ロ 都道府県労働委員会は、政令に定める定数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各2人を加えた数で組織することができるものとし、公益委員のうち2人以内は常勤とすることができる。

2 合議体による審査等

イ 中央労働委員会は、原則として、公益委員5人による合議体で、不当労働行為事件等の処理（以下「審査等」という。）を行う。

ロ 都道府県労働委員会は、条例で定めるところにより、公益委員5人又は7人による合議体で、審査等を行うことができる。

二 不当労働行為事件の審査手續の整備

1 労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、調査を行う手續において整理された争点及び証拠、審問の回数、救済命令等の交付予定時期等を記載した審査の計画を定めなければならない。

2 労働委員会は、当事者の申立て又は職権により、証人等の出頭や物件の提出を命ずることができる。

3 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

4 労働委員会は、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表する。

三 訴訟における物件提出の制限

労働委員会の物件提出命令に反して物件を提出しなかった者は、労働委員会の命令に対する取消訴訟において、正当な理由がない限り当該物件を証拠として提出することができない。

四 その他

1 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、その処理する事務について報告を求め、必要な勧告、助言若しくは事務局職員等の研修その他の援助を行うことができる。

2 罰金及び過料の上限額を引き上げる。

五 施行期日

この法律は平成17年1月1日から施行する。ただし、四の1については公布の日から

施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今回の不当労働行為審査制度の見直しの趣旨にかんがみ、計画的な審査及び迅速・的確な事実認定が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 公益委員の任命に当たっては、労働分野における専門的な知識能力を持つ適切な人材が選出できるよう努めるとともに、特に常勤となる公益委員については、労働紛争を解決するにふさわしい専門的な知識・経験を豊富に有することに加え、主導的・調整的役割が期待される有為な人材を登用すること。
- 三 中央労働委員会等は、合議体たる小委員会の設置に当たり、常勤となる公益委員の配置、個別事件の性格をかんがみた委員構成などを含め、効果的・弾力的運用に努めること。
- 四 証人の宣誓、公益委員の除斥、忌避については、労働委員会の裁判所化・民事訴訟化となることのないよう、その運用に十分配慮すること。
- 五 緊急命令については、労働者の団結権等の侵害に対して迅速な救済を図るという制度の趣旨にかんがみ、その積極的な活用に努めること。
- 六 審級省略及び実質的証拠法則については、引き続き積極的に検討を進めること。
- 七 証人等出頭命令等に対する不服申立て及び和解の制度については、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八 中央労働委員会事務局に法曹資格者を配置する等審査体制の充実・強化を図るとともに、労働委員会事務局の専門的な知識能力の向上のため、研修その他必要な措置を講ずること。

右決議する。

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆第1号）

【要 旨】

本法律案は、独立行政法人福祉医療機構が運用する基金の一部取崩しにより、障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動への助成に充てることができるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基金の取崩し等

- 1 機構は、当分の間、障害者のスポーツの振興のため特に必要と認められる活動について特に必要な助成を行おうとする場合であって、基金の運用の状況にかんがみやむを得ないと認めるときは、当該基金の一部を取り崩し、助成に充てることができるものとする。
- 2 取崩しは機構があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて行うものとし、厚生労働大臣は、その承認に当たって、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとと

もに、財務大臣に協議しなければならないこととする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（第159回国会衆第58号）

【要旨】

本法律案は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定障害者の定義

本法の対象となる特定障害者とは、その傷病にかかる初診日において、任意加入制度の対象とされていた被用者年金各法の被保険者等の配偶者又は大学等に在籍する生徒若しくは学生で、国民年金制度に加入していなかったものであつて、65歳に達する日までにおいてその傷病等により現に障害等級一級又は二級の障害状態にあるものとする。

二、特別障害給付金の支給

- 1 国は、特定障害者に対し、特別障害給付金として、障害等級一級の者には月額5万円、二級の者には月額4万円を支給する。
- 2 特別障害給付金の額については、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施する。
- 3 特定障害者の前年の所得が一定額を超えるとき又は特定障害者が国民年金法の規定による老齢基礎年金等の給付を受けることができるときは、特別障害給付金の全部又は一部を支給しない。

三、認定

- 1 特定障害者は、特別障害給付金の支給を受けようとするときは、社会保険庁長官に対し、その受給資格及び特別障害給付金の額について認定の請求を行わなければならない。
- 2 1による認定の請求は、当該請求をする者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。）を経由して行わなければならない。

四、費用の負担

- 1 特別障害給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。
- 2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用を負担する。

五、その他

特別障害給付金の支給を受けている者に係る国民年金保険料の免除に関する特例、受給権の保護、公課の禁止等の所要の規定を整備する。

六、施行期日等

- 1 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】

政府は、国民年金制度の発展過程で生じた無年金障害者の福祉の増進を図ることは喫緊の課題であるとの認識の下、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、無年金障害者の生活を支える家族の高齢化等の実情を踏まえ、国民年金制度に加入できなかった在日外国人その他の特定障害者以外の無年金障害者に対する福祉的措置については、本法の附則の規定に基づいて、早急に検討を開始し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 二、国民年金に加入できなかった在日外国人及び在外邦人を含む現在無年金となっている高齢者の社会保障制度における位置付けについても所要の検討を行うこと。
- 三、特定障害者の基礎的な生活の支えとなる特別障害給付金の額については、今後の障害基礎年金等の水準の推移を踏まえて検討すること。
- 四、本法の施行に当たっては、申請窓口となる市町村との連携を図りつつ、特別障害給付金の制度についての周知徹底を図るとともに、受給者が障害を有することに配慮して、請求手続の簡便化及び認定の迅速化等に努めること。
- 五、今後、無年金者及びその可能性のある者の実態に関する調査を行うとともに、無年金者が発生することがないように、万全の体制整備に努めること。

右決議する。